

喜界都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

喜界都市計画区域においては，平成16年5月に喜界都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下「本区域マスタープラン」という。）を都市計画決定し，「心豊かで活力に満ちたうるおいのまち」を基本理念として都市づくりに取り組んできた。

策定から10年が経過し，この間，湾港周辺の公有水面埋立等の事業の進捗など社会状況に変化があったことから，都市計画区域の拡大を機に見直しを行うものである。

喜界都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

平成30年1月
鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	4
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	6
② 市街地整備の目標	6
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
① 基本方針	7
② 主要な緑地の配置の方針	7
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	7
④ 主要な緑地の確保目標	8

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

喜界都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の奄美地域の喜界島の中部に位置し、本区域の中央に島を一周する県道喜界島循環線が通っている。また、本区域は、喜界島の玄関口である喜界空港及び湾港を有している。

本区域の位置する喜界町は、昭和31年喜界町と早町村が合併し、現在の姿となり、1つの島で1つの町を構成している。

喜界島は、50万年前より陥没・隆起を繰り返してできた隆起珊瑚礁からなる島である。気候は亜熱帯性気候で、珊瑚礁のひろがる海洋景観など世界的にも高く評価される自然環境に恵まれている。また、百之台^{ひゃくのだい}を中心とした緩やかな傾斜面に広大な農地がひらけ、基幹作物であるさとうきびをはじめ生産量日本一の白ゴマ、亜熱帯性気候を活かした施設園芸、花き類も盛んで、長年「農業立島」を喜界町政の指標に掲げている。

本区域の湾・赤連^{あがれん}地域には商店が集中しているが、近年喜界空港周辺に増加している大型店舗の影響や道路幅員が狭小で歩道も未設置であること、駐車場の不足等により、消費者の商店街離れがみられる。

また、喜界町の高齢化率は30%を超えており、高齢社会に対応したまちづくりを進め、人々が心豊かに過ごせるまちづくりを実現することが重要である。

このようなことから、本区域は、恵まれた自然環境を活かしたうえで、喜界町の中核及び産業・流通地域としての機能を活性化させながら、各世代が心豊かに生活し、住む人も、また訪れる人も、活力とうるおいを感じられるようなまちを目指し、第5次喜界町総合振興計画を踏まえ、以下を本区域における都市づくりの基本理念とする。

「心豊かで活力に満ちたうるおいのまち」

この基本理念を実現するため、次の3つのテーマに基づき、まちづくりを推進する。

■活力に満ちたまちづくり

地域の特性に応じた商業機能を充実、農林漁業と観光の連携（グリーンツーリズム・ブルーツーリズム）により島の特性を活かした産業振興を図り、活力に満ちたまちづくりを目指す。

■心豊かでうるおいのあるまちづくり

高齢社会に対応し、各世代がともに楽しめる公園施設等の整備に努め、誰もが心豊かに過ごせる暮らしやすいコンパクトなまちづくりを目指す。また、海岸部等の優れた自然資源を活かしたレクリエーション施設を活用し、うるおいのある環境形成を図る。

■豊かな自然と快適な生活環境の調和のとれたまちづくり

計画的な土地利用のもと、下水道や道路等生活基盤の整備を進め、恵まれた自然環境と共生する生活空間の創造を図る。

2) 地域毎の市街地像

① 湾・赤連・中里地域

湾・赤連地域は、本区域における生活、業務などの諸活動を支える中核的な機能が集積する都市中心核として位置づける。本地域は、商店街、業務地、公共公益施設等の都市機能の充実を図り、生活利便性の向上を図る。また、湾港周辺を物流交流拠点と位置づけ、物流機能の強化を図る。

また、自然の小高い丘を利用したメンハナ公園や僧^{しゅんかん}俊寛の墓、総合グラウンドや喜界町の体育館などが集積する地域であり、中里地域に位置する空の玄関口である喜界空港も合わせて、区域内外の人々が憩い、集えるよう観光・交流の場として位置づけ、その活用を図る。

② 海岸部

スギラビーチとゴルフ場を備えた空港臨海公園及び池^{いけ}治海水浴場等の海岸部をレクリエーション拠点として位置づけ、自然環境を保全しながら自然と親しめる場として整備を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、少子高齢化の進展などにより減少傾向になるものと予測される。

一方、今後の産業の見通しとしては、商品販売額は減少傾向にあり、土地需要については現在の商業・業務用地で収容可能であり、今後の本区域における急激な市街化の進行は見込まれないと判断される。

市街地外の良好な自然的環境は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制により保全できると判断される。

以上により、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

役場周辺を中心とした湾・赤連地域は、商業・業務・公共サービス施設が集積する地区として、喜界町内各方面へのアクセス性の向上等各機能の充実に努める。

b 工業・流通業務地

喜界空港及び湾港周辺は、陸・海・空の交通の要衝であり、湾・赤連地域をはじめとする喜界島全体の工業・物流の拠点として位置づけ、流通機能の充実に努める。

c 住宅地

中里地域のコーラル団地は、低層でゆとりある住宅地として位置づける。市街地周辺部の既存住宅地は、居住環境の優れた低層住宅地として土地区画整理事業等による計画的な整備を検討するものとする。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

湾・赤連地域については、魅力的な景観づくりに配慮し、集客力のあるにぎわいに満ちた魅力的な商店街として、誰もが利用しやすい「居心地の良さ」を提供するまちづくりを目指す。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

住宅の老朽化や生活道路の未整備等により、機能性、利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない地区については、道路、公園、下水道等の都市基盤施設の整備に努める。また、高齢者・障害者に配慮した施設整備を進め、居住環境の改善を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

丘陵地及び海岸線の緑地は、防風林及び海岸防災林としての役目もあり、また本区域独自の景観や動植物の生育環境も形成していることから、今後その保全に努める。また、珊瑚の石垣や樹木、生け垣等、喜界島らしい古来の風景の保全に努める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

e 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

メンハナ公園は、優れた自然環境を有することから、今後ともその自然環境の保全に努める。また、スギラビーチ・池治海水浴場は、良好な水辺地であり、一部には保安林もあり良好な自然環境・自然生態を有していることから、今後とも良好な状態での維持保全に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域は、喜界空港及び湾港を有し、喜界島の玄関口として機能している。本区域内の道路は区域の中心部を東西に県道喜界島循環線が走り、これに都市計画道路をはじめとする道路が交差して市街地周辺の各地区と連絡している。

本区域の商業・業務が集積する湾・赤連地域において、道路幅が狭く、歩道も設置されていないことから、円滑かつ安全な広域交通処理が図られていない状況にあり、高齢社会に対応した道路整備が必要である。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を図る。

○ 中心市街地から各方面へのアクセス機能を強化することにより、円滑な交通体系の確立を図る。

○ 高齢者、障害者の安全対策のため、バリアフリーに配慮した歩道設置等の整備を図る。

○ 駐車場については、駐車需要に応じて、官民が適切な役割分担に基づき駐車施設の整備を図る。

○ 湾港については防波堤（沖）の整備を進め、喜界空港については滑走路延長やエプロン拡張を目指し、就航する船、飛行機の安全運行に努める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種別	配置の方針
主要幹線道路	広域交通の円滑化を図るため、以下の道路を配置し、整備を図る。 ・ 県道喜界島循環線
都市幹線道路	市街地形態及び土地利用動向を勘案しつつ各区間の交通を円滑に処理するため、以下の道路を配置し、整備を図る。 ・ 町道前満盛線 ・ 町道空港グランド線 ・ (仮称) 町道赤連浦原線 ・ (仮称) 町道学校通線 ・ (仮称) 町道中里川嶺線

イ その他

種別	配置の方針
駐車場	商店街等市街地については、駐車需要に応じて、官民が適切な役割分担に基づき駐車施設の整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	施設名
道路	都市幹線道路：町道前満盛線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 河川の整備の方針

洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

「生活排水処理施設整備構想」に基づき、生活排水処理対策および雨水排水対策としての公共下水道事業の整備が完了したことから、今後、維持管理に努める。

イ 河川

本区域には、赤連川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種別	施設名等
公共下水道 (改築更新)	(汚水) 処理区域：喜界処理区 (雨水) 処理区域：赤連山水排水区、湾宮戸排水区、中里排水区

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ごみ処理施設やし尿処理施設など快適な居住環境や美しい地域環境の維持及び都市機能の向上等のために必要な公共公益施設については、各地域の実情，周辺環境との調和等を考慮しながら，適正かつ計画的な整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

「喜界地域 循環型社会形成推進地域計画」に基づき，マテリアルリサイクル推進施設の整備，粗大ごみ破碎機を備えた焼却施設の改築，管理型最終処分場の建設を進めることで適正なごみ処理を行い，循環型社会の形成に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種別	施設名
マテリアルリサイクル施設	喜界町マテリアルリサイクル推進施設 (ストックヤード) (仮称)
焼却施設	喜界町ごみ焼却施設 (仮称)
最終処分場	喜界町一般廃棄物最終処分場 (仮称)

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は，湾・赤連地域を中心に既成市街地が形成されている。既成市街地については，安全で快適な住民生活と効率的な都市活動を確保するため，都市基盤の整備を計画的に進め，生活環境の整備，都市機能の整備・充実を図る。

さらに，土地の有効利用を図るため，未利用地についての重点的な整備を図り，まち並みや景観等に配慮した都市環境の整備に努める。

② 市街地整備の目標

概ね10年以内に実施する予定の主要な事業はないが，市街地の動向を考慮しながら必要に応じて対処していく。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、北部に珊瑚礁等の海洋景観に優れた海岸があり、島の中心である百之台に向かって緩やかに隆起し、南部は比較的平坦なさとうきび畑などが広がっている。

空港臨海公園内のスギラビーチは、潮の干満に関係なく一日中海水浴が楽しめ、池治海水浴場も、良好な自然景観のもと、自然とふれあえる親水機能を有している。また、自然の小高い丘を利用したメンハナ公園は、自然休養村で、喜界島独特の優れた自然環境を有する緑地である。

本区域では、こうした豊かな自然環境の保全を図るとともに、近年のスポーツ・レクリエーション需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため、既存の施設を活かし、各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	海岸部	海辺環境を守る自然として、保安林等の維持・保全に努める。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため、既存の施設を利用して、公園・緑地等の種別に応じ、適切に配置整備することにより、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。また、スギラビーチ・池治海水浴場などの良好な自然環境をレクリエーション施設として活用を図る。
	湾・赤連地区	赤連多目的公園については、ゲートボール場・遊具施設を配置し、各世代の利用に対応する整備を図る。 空港臨海公園は、自然環境の保全に努める。 町体育館・総合グラウンドは、市街地における運動施設として活用を図る。
c 防災系統の配置	区域全体	避難圏域を設定し、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し、都市内のオープンスペースの確保を図る。
d 景観構成系統の配置	メンハナ公園	メンハナ公園は、優れた自然景観地として保全に努める。
e その他	僧俊寛の墓	歴史的資源及び観光・交流の場として保全に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

環境保全, レクリエーション, 防災, 景観形成などの観点からみる系統的な緑地として, 区域全体における量的, 位置的な配分等を考慮しながら, 既存の施設を活かした各種公園による緑のネットワーク整備を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

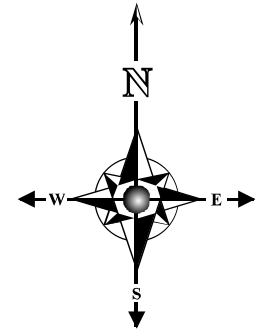
a 概ね10年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種別	名称等	規模
街区公園	赤連多目的公園	約0.6 ha

b 概ね10年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね10年以内に指定予定のある地区はないが, 必要に応じて指定の検討を行うものとする。

喜界都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、
 具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、
 整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例		
住宅地	主要幹線道路 (概ね整備済み)	公園・緑地
商業・業務地	主要幹線道路 (概ね10年以降)	河川・海・湖沼
工業・流通業務地	都市幹線道路 (概ね整備済み)	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
農業ゾーン	都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)	港湾・漁港・空港・飛行場
樹林地ゾーン	都市幹線道路 (概ね10年以降)	観光・レクリエーション地区
		都市計画区域界